

7 陳 情 第 1 1 号	患者への加害行為を繰り返す精神科医に対し、医師法に基づく行政処分の早期執行を求める意見書の採択に関する陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 3 日受理、令和 7 年 6 月 1 1 日付託
陳 情 者	新宿区西新宿————— ————— 支部長 —————

(要 旨)

貴議会に於いて「患者への加害行為を繰り返す精神科医に対し、医師法に基づく行政処分の早期執行を求める意見書の採択」を陳情いたします。

(理 由)

新宿区内で精神科クリニック—————を開業していた精神科医の—————医師は—————
—————実刑判決を受けました。彼の逮捕の概要は以下のとおりです（以下、時系列を分かりやすくするために西暦を用います。）。

- —————
- —————
- —————
- —————
- —————
- —————

—————医師は、過去二度の医師免許停止の行政処分を受けています。一度目は—————
—————医業停止処分となりました。

—————医師は有罪確定後も続けていた診療の中で、—————
—————別の犯罪を犯しました。これは医師法違反として取り上げられました（—————
—————）。それが裁判で有罪が確定するまで時間がかかり、—————
—————になってようやく二回目の行政処分（—————）となりました。

現行の医師法の不備といえるのですが、たとえ医師として不適格であることが判明したとしても、行政処分（医師免許の資格取消しや停止）がない限り医業を続けることができます。ですから—————医師が医業をすること自体は何ら違法なことではありませんが、このような犯罪行為を繰り返す医師に医業を続けさせることは危険なことです。

—————医師については今回の件でも近々の行政処分が確実です。しかし、厚生労働大臣によって医業停止や免許取り消しが執行されない限り医業を続けることは合法であるため、—————医師は現在、医業を再開しています。

合法であることと、良質かつ適切な医療の提供をすることは別問題とご理解いただき、犯罪を繰り返す医師に対する医師免許の行政処分の早期執行を確かにすることで、患者が安心・安全のうちに医療を受けられるようにすることが必須であります。

そこで新宿区議会に於いて、内閣総理大臣および厚生労働大臣宛てに「患者への加害行為を繰り返す精神科医に対し、医師法に基づく行政処分の早期執行を求める意見書」をご採択いただきますよう陳情いたします。